日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）

募集要項

令和８年７月

【令和８年 10 月 改定版】

日進市 建設部 下水道課

目　　次

第１　対象事業に関する事項..... 1
　１　事業内容に関する事項..... 1
第２　事業者の募集及び選定に関する事項..... 5
　１　事業者の募集及び選定方法..... 5
　２　応募者の構成..... 5
　３　応募者の備えるべき参加資格要件..... 7
　４　事業者の募集及び選定の手順..... 10
　５　審査及び選定に関する事項..... 17
第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..... 18
　１　事業契約に関する基本的な考え方..... 18
　２　責任及び損害等の分担..... 18
　３　求められる業務水準..... 18
　４　事業者の収入..... 18
　５　改築工事に関する留意事項..... 18
　６　事業者の事業契約上の地位..... 19
　７　履行保証等に関する事項..... 19
　８　保険 20
　９　本市による事業の実施状況のモニタリング..... 20
　１０　本市の支払いに関する事項..... 20
第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... 21
　１　立地に関する事項..... 21
　２　施設の概要及び規模..... 23
第５　事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... 28
　１　係争事由に係る基本的な考え方..... 28
　２　管轄裁判所の指定..... 28
第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... 28
　１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... 28
　２　本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... 28
　３　その他 28
第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..... 29
　１　法制上及び税制上の措置に関する事項..... 29
　２　財政上及び金融上の支援に関する事項..... 29
　３　その他の支援等に関する事項..... 29
第８　その他、本事業の実施に関し必要な事項..... 29

１ 議会の議決（債務負担行為）..... 29
２ 費用負担等..... 29
３ 提出書類の取扱い..... 29
４ 情報の提供..... 29
５ 環境への配慮..... 30
６ 本事業において使用する言語等..... 31
７ 募集要項等に関する問い合わせ..... 31

別紙１　事業スキーム

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	：日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）をいう。
水の官民連携方式（ウォーターＰＰＰ）	：日進市が資金調達し、対象施設の維持管理と更新工事等を事業者に包括的に委託する方式をいう。
提案書	：募集要項等に基づき作成される書類・図書をいう。
応募者	：本事業に応募する複数の企業によって構成されるグループをいう。
優先交渉権者	：日進市と事業契約の締結を予定する者として日進市が決定した者をいう。
事業者	：日進市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	：応募者を代表する者をいう。本事業の参加資格の申請、基本協定の締結等を行う。
構成員	：応募者を構成する者をいう。
協力企業	：事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
モニタリング	：事業契約書および要求水準書等に基づき提供するサービスの水準を監視（測定・評価）することをいう。 モニタリングは、主に「事業者によるセルフモニタリング」と「本市によるモニタリング」により構成される。

本募集要項は、日進市（以下「本市」という。）が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の募集及び選定にあたり、応募者に交付するものであり、応募者は本募集要項の内容を踏まえて、必要な書類を提出することとする。

第１　対象事業に関する事項

１　事業内容に関する事項

(1) 事業名称

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

公共下水道
農業集落排水
団地汚水処理
その他

(3) 公共施設の管理者の名称

日進市長

(4) 事業の目的

本市が所管する汚水処理施設に対する維持管理と更新工事の一体マネジメントにより、事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用し、汚水処理事業・経営の持続性向上及び将来にわたる安定した汚水処理事業のサービス水準を確保するものである。

(5) 対象施設の概要

ア　対象施設

(ｱ) 公共下水道

南部処理区（処理場施設・管路施設）

北部処理区（処理場施設・管路施設）

梅森処理区（管路施設）

(ｲ) 農業集落排水

相野山処理区（管路施設・処理場施設）

(ｳ) 団地汚水処理

三ケ峯台団地　　（処理場施設・管路施設）

五色園団地　　（処理場施設・汚水中継ポンプ場・管路施設）

南山エピック団地（処理場施設・汚水中継ポンプ場・管路施設）

(ｴ) その他

旧南ケ丘処理場（汚水調整施設）

マンホールポンプ：28 機場（R16 より 31 機場）

旧東昭団地汚水処理場

旧日東東山団地汚水処理場

イ　対象業務

(ｱ) 公共下水道及び農業集落排水（処理場施設等）

運転管理操作

電気設備保守点検

ユーティリティ調達管理

保安管理

消防設備点検

緑地帯維持管理

空調設備保守点検

施設見学等対応

水質等分析（計量証明）

汚泥・し渣搬出、運搬・処分

修繕

その他の業務、その他の技術業務

(ｲ) 団地汚水処理（処理場施設等）

保守点検
運転管理操作
水質等分析（計量証明）
汚泥・し渣搬出、運搬・処分
修繕
事務
その他の業務

(ｳ) 公共下水道（管路施設）

日常的維持管理
計画的維持管理
汚水管路改築工事

(ｴ) 農業集落排水及び団地汚水処理（管路施設）

日常的維持管理

(ｵ) 宅内排水設備

現場検査

(ｶ) コンサルタント業務

ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）
ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）
ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）
ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）
改築実施設計（管路施設）
維持管理計画策定（管路施設）
維持管理計画策定（処理場施設等）
事業マネジメント

(ｷ) 統括管理業務

統括管理
情報管理
セルフモニタリング
中間総合評価
その他関連業務

(6) 事業方式

本事業は、対象施設の維持管理と更新工事等を事業者に包括的に委託する方式（水の官民連携方式（ウォーターＰＰＰ））により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、令和９年７月１日（木）から、令和 19 年６月 30 日（火）までの 10 年間とする。

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。

表１　事業スケジュール

項　目	日　程
事業契約の締結	令和９年５月上旬
事業期間	令和９年７月１日（木）～令和 19 年６月 30 日（火）（10 年間）
事業終了	令和 19 年６月 30 日（火）

(9) 関連法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令等を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書 別紙１のとおりとする。

(10) 見積上限額

本事業の見積上限額は、以下のとおりとする。

金 ８，４９９，８０９，０００ 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記の見積上限額の内訳額は以下のとおりである。合計額および各業務区分の内訳額のいずれも、上限額を超えてはならない。

表２　見積上限額の内訳

業務名		内訳額（円）	備考
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	処理場施設等	5,929,048,400	1件あたり200万円以上の修繕を除く
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	処理場施設等	1,091,217,700	1件あたり200万円以上の修繕
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	管路施設	106,769,300	日常的維持管理（緊急修繕を除く） 計画的維持管理、宅内排水設備
公共下水道施設及び農業集落施設、団地汚水処理	管路施設	237,585,700	日常的維持管理（緊急修繕）
公共下水道	管路施設	496,612,600	汚水管渠改築工事
コンサルタント業務	－	22,853,600	ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）
コンサルタント業務	－	63,148,800	ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）
コンサルタント業務	－	11,968,000	ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）
コンサルタント業務	－	32,612,800	ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）
コンサルタント業務	－	75,137,700	改築実施設計（管路施設）
コンサルタント業務	－	21,454,400	維持管理計画策定（管路施設） 維持管理計画策定（処理場施設等）
コンサルタント業務	－	16,280,000	事業マネジメント
統括管理業務	－	395,120,000	SPC設立費用を含む
合計		8,499,809,000	見積上限額

第２　事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

２　応募者の構成

(1) 応募者の構成

本事業の応募者は、第１－１－(5)－イに掲げる全ての対象業務の履行が出来る技術的能力、資力、信用及び実績を要する複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 代表企業とその役割

コンソーシアムを構成する企業（以下「構成員」という。）の中からコンソーシアムを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、第２－４－(3)－アに定める参加表明書及び資格審査申請書類の受付時にこれを明らかにすることとする。

代表企業が本事業への応募手続きや、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うとともに、本市からの連絡は代表企業あてに行うものとする。

なお、いかなる構成員も、同時に本事業の他の応募者の構成員になることはできない。

(3) 特別目的会社の設立

優先交渉権者となったコンソーシアムは、本事業を履行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

ただし、SPC は、以下の要件を全て満たすこと。

ア　優先交渉権者となった構成員は、全て SPC に出資する。

イ　代表企業は、SPC に対し最大の出資を行う。

ウ　構成員は、本事業の終了時まで SPC の株式を保有し続けることとし、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行わない。

エ　SPC の本店所在地は愛知県日進市内とする。

(4) 統括責任者及び副統括責任者の選任

本業務においては、SPC または構成員の中から以下の職務を行う統括責任者及び副統括責任者（以下「正副責任者」という。）を選任するものとする。

ア　本業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者及び副責任者として、本業務の管理及び従事者の指揮、監督を行うこと。

イ　事業契約書等その他関係書類により業務の目的、内容等を十分に理解し、効率的で経済的な業務を履行すること。

ウ　施設の機能を掌握し、効果的、経済的に運転すること。

エ　設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

オ　業務の履行にあたり、随時、本市と連絡調整を図るとともに必要に応じて協議を行うこと。

カ　従事者に対して現場研修等を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(5) 構成員の除外

「公共下水道ウォーターＰＰＰ導入支援業務（ゼロ債)」に係る以下の者は、応募者間での公平を期すため、構成員となることは認めない。

ア　中日本建設コンサルタント株式会社

イ　アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

ウ　上記の者と資本面若しくは人事面において関連がある者

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

3　応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 企業に関する事項

応募者は、ア～カの要件を全て満たすものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

イ　令和８年度の本市における参加資格の認定をされている者

ウ　公募日時点において、日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成 18 年要領第６号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者

エ　「日進市が行う事務業務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 12 月 26 日日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ　愛知県内に本店又は支店（営業所）があり、常時事業を実施していること。

(2) 実績要件（処理場施設等及び管路施設の維持管理）

ア　平成 28 年４月１日から公募日の前日まで（以下「過去 10 年間」という。）に、地方公共団体が発注した下水道事業の包括的民間委託に関する同種業務を１件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。同種業務とは、以下のとおり。

・下水道事業における包括的維持管理

イ　公共下水道処理場施設において以下の受託実績を３年間以上有する者であること。ただし、共同企業体としての受託実績をいう場合、受託施設の運転管理を行った構成員であること。

・標準活性汚泥法（高度処理）の運転管理

・回分式活性汚泥法の運転管理

ウ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年７月９日建設省告示第 1348 号）による登録業者である者

(3) 有資格者（処理場施設等及び管路施設の維持管理）

本業務に必要な資格者は、以下のとおりとする。

ア　下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の３の有資格者
イ　浄化槽技術管理者
ウ　浄化槽管理士
エ　電気主任技術者
オ　電気工事士
カ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
キ　危険物取扱者（甲種又は乙種）
ク　特定化学物質作業主任者
ケ　特別管理産業廃棄物管理責任者
コ　下水道管路管理総合技士
サ　下水道管路管理主任技士
シ　その他、業務を実施するにあたり必要となる資格を有する者

(4) 実績要件（汚水管路改築工事）

ア　営業所の営業年数が本公募の時点で５年以上であること。
イ　一般建設業又は特定建設業（土木一式工事）の建設業許可を有すること。
ウ　経営事項審査の総合評定値が、土木一式工事 600 点以上を有すること。
エ　過去 10 年間に地方公共団体が発注した１件あたり 500 万円超の土木一式工事を１件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。

(5) 配置予定技術者（汚水管路改築工事）

本業務においては、建設業法 26 条に規定する技術者を配置するものとする。

(6) 実績要件（コンサルタント業務）

過去 10 年間に愛知県内の地方公共団体等（下水道事業団等からの発注を含む）が発注した公共下水道事業のうち、同種業務を１件以上元請として受注し、完了した実績を有すること。

コンサルタント業務における同種業務とは、以下のとおり。

・下水道事業計画かつストックマネジメント実施計画

(7) 配置予定技術者要件（コンサルタント業務）

本業務においては、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をそれぞれ１名以上、以下の要件を満たす者を配置するものとする。

なお、各技術者は同じ者を重複して配置してはならない。

ア　管理技術者

技術士（総合技術監理部門（下水道)、上下水道部門（下水道)）の資格を有し、かつ、過去 10 年間に管理技術者若しくは担当技術者として下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計の完了実績がある者とする。

イ　担当技術者

過去 10 年間に管理技術者若しくは担当技術者として下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計の完了実績がある者とする。

ウ　照査技術者

技術士（上下水道部門－下水道）若しくは RCCM（下水道）の資格を有し、かつ、過去 10 年間に下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計の完了実績がある者とする。(照査技術者としての実績も含む)

4　事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりとする。

表３　事業者の募集・選定スケジュール

日　程	内　容
令和８年７月 27 日（月）	募集要項等の公表
令和８年７月 27 日（月）～８月 21 日（金）	資料の閲覧
令和８年７月 27 日（月）～７月 31 日（金）	現場見学会の受付
令和８年８月 24 日（月）～10 月２日（金）	現場見学会
令和８年８月 24 日（月）～９月 18 日（金）	募集要項等に関する質問の受付
令和８年 10 月２日（金）	募集要項等に関する質問の回答公表
令和８年 10 月５日（月）～10 月９日（金）	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和８年 10 月 23 日（金）まで	資格審査結果の通知
令和８年 10 月 26 日(月)～10 月 30 日(金)	競争的対話の受付
令和８年 11 月９日(月)～11 月 13 日(金)	競争的対話
令和８年 12 月 11 日（金）	競争的対話の回答公表
令和８年 12 月 21 日(月)～12 月 25 日(金)	提案書の受付
令和９年２月	提案書に関するプレゼンテーション
令和９年３月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	基本協定の締結
令和９年５月上旬	事業契約の締結

※本スケジュールは、応募状況や審査の進捗状況等により、本市と応募者（又は優先交渉権者）との協議を経て変更する場合がある。

(2) 応募手続き等

ア　資料の閲覧

参加を予定する者のうち、希望する者に対して、資料閲覧の期間を設ける。

なお、資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。

(ｱ) 閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和８年７月 27 日(月) 午前９時　～　８月 21 日(金) 午後４時まで

閲覧場所：日進市役所 北庁舎 建設部 下水道課

(ｲ) 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、下表のとおりである。

表４　閲覧資料一覧

番号	名称	閲覧方法
1	公共下水道事業 包括的維持管理業務委託　月間業務報告書	紙資料の閲覧 （個人情報を含む等、本市が指定する部分を除き、写真撮影は可）
2	公共下水道事業 包括的維持管理業務委託　年間業務報告書	
3	各団地汚水処理場　施設管理業務報告書	

なお、これまでの維持管理方法は、「募集要項（参考資料)」に示す。

イ　現場見学会（応募者が希望する場合実施）

現場見学会の実施時期は、令和８年８月 24 日（月）から令和８年 10 月２日（金）までの期間とし、応募者から提示された希望日を基に、本市が調整のうえ指定した日時に実施する。

現場見学会を希望する者は、事前に現場見学会参加申込書（様式Ⅰ－１）により申込みを行うこと。なお、希望日（土曜日、日曜日及び祝日を除く月曜日から金曜日に限る）については、複数の日程を提示すること。

本市は公平性確保のため、現場見学では応募者による質問には回答しない。第２－４－(2)－ウに定める募集要項等に関する質問の受付にて必要な質問を行うこと。

(ｱ) 受付期間

令和８年７月 27 日(月) 午前９時　～　７月 31 日(金) 午後４時まで

(ｲ) 開催日時及び開催場所

開 催 日：令和８年８月 24 日（月）～令和８年 10 月２日（金）のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：対象施設　敷地内

(ｳ) 提出方法

様式Ｉ－１に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

本市は、現場見学会の集合時間及び集合場所について、後日、参加希望者に対し、電子メールにより通知する。

ウ　募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ｱ) 受付期間

令和８年８月 24 日(月) 午前９時　～　９月 18 日(金) 午後４時まで

(ｲ) 提出方法

様式Ｉ－２～８に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。

なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

(ｳ) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、令和８年 10 月２日（金）を目途に、本市のホームページにて公表する。

なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。また、本募集要項等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない。

(3) 参加資格審査

ア　参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

参加資格確認申請書等は、様式Ⅱ－１～９に記入の上、以下のとおり受け付ける。

(ｱ) 受付期間

令和８年 10 月５日(月) 午前９時　～　10 月９日(金) 午後４時まで

(ｲ) 提出方法

参加表明書及び参加資格審査申請書類一式を封筒に入れ、下水道課に持参する。

(ｳ) 提出書類

様式Ⅱ－１	参加資格審査申請時必要書類一覧表	１部
様式Ⅱ－２	参加表明書	１部
様式Ⅱ－３	代表企業、構成員並びに役割分担表	１部
様式Ⅱ－４	委任状	１部
様式Ⅱ－５	参加資格確認申請書	１部
様式Ⅱ－６	企業の実績に関する調書	１部
様式Ⅱ－７	配置予定技術者に関する調書	１部
様式Ⅱ－８	資格審査の附属資料提出確認書	１部
様式Ⅱ－８－１	会社概要	１部
様式Ⅱ－８－２	参加資格	１部
参加資格審査書類の電子データ（ＣＤ－Ｒ等）		１部

(4) 参加を辞退等の手続

ア　参加資格審査申請後の構成員の変更

参加資格審査への申請書類の提出後は、応募者、代表企業、構成員の変更は原則として認めない。

やむを得ず変更をする場合は、本市と事前協議の上、本市が認めた場合に限り、変更が認められる。

イ　参加資格喪失の場合の取扱い

参加資格審査通過者が、参加資格審査結果の通知日から事業契約の締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

(ｱ) 参加資格審査結果の通知日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

構成員のうち、１ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、参加資格審査通過者の再編成を本市に申請し、提案書等の提出日までに本市が認めた場合。

ただし、残存企業のみで参加資格審査通過者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで第２－３に定める参加資格要件を全て満たしていることが必要となる。

なお、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。また、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

(ｲ) 提案書等の提出日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

上記(ｱ)同様とする。なお、「提案書等の提出日までに本市が認めた場合」は、「事業契約締結日までに本市が認めた場合」に読み替える。

ただし、参加資格審査通過者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該参加資格審査通過者の参加資格を取り消す。

ウ　参加辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式Ⅲ-１）を提出すること。

参加辞退届を提出しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

参加辞退届提出の最終期限は、提案書等の提出期限前日の午後４時までとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査の結果について、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに、応募者の代表企業に対し、電子メールにより通知する。なお、参加資格がないと認められた応募者は提案書の提出をすることができない。

参加資格がないとされた応募者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。提出期限は、令和８年 11 月６日（金）の午後４時までとする。

(6) 競争的対話の実施

本市は、参加資格審査通過者に対し、本公募内容について本市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的として競争的対話を行う。

本市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等を調整し、変更を行う場合がある。

ア　受付期間

令和８年 10 月 26 日(月）午前９時　～　10 月 30 日(金）午後４時まで

イ　開催日時及び開催場所

開 催 日：令和８年 11 月９日（月）～令和８年 11 月 13 日（金）のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：日進市役所

ウ　提出方法

様式Ⅳ－３に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

本市は、競争的対話の集合時間及び集合場所について、後日、応募者に対し、電子メールにより通知する。

(7) 提案審査

ア　提案書等の受付

参加資格審査通過者から、本事業に関する以下の書類を記載した提案書等を受け付ける。

(ｱ) 受付期間

令和８年 12 月 21 日(月) 午前９時　～　12 月 25 日(金) 午後４時まで

(ｲ) 提出方法

提案書等の提出は、下水道課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出された書類を確認後、本市は受付票を発行する。

提案書等の提出方法の詳細については、様式集を参照すること。

(ｳ) 提出書類

様式Ⅳ－１　応募時必要書類一覧表	１部
様式Ⅳ－２　委任状	１部
様式Ⅳ－３　競争的対話参加申込書	１部
様式Ⅳ－４　募集要項等に関する誓約書	１部
様式Ⅳ－５　要求水準書チェックリスト	１部
様式Ⅴ－１　技術提案書類提出書	１部
様式Ⅴ－２　技術提案書（表紙）	１部
様式Ⅴ－３　技術提案書（事業全体に関する事項）	１部
様式Ⅴ－４　技術提案書（公共下水道施設及び農業集落排水施設等に関する事項）	１部
様式Ⅴ－５　技術提案書（管路施設に関する事項）	１部
様式Ⅴ－６　技術提案書（コンサルタント業務に関する事項）	１部
様式Ⅴ－７　技術提案書（統括管理等に関する事項）	１部
様式Ⅴ－８　技術提案書（その他）	１部
様式Ⅴ－９　見積価格書	１部
提案審査書類の電子データ（ＣＤ－Ｒ等）	１部

イ　提案書に関するプレゼンテーションの実施

提案内容の確認のために、応募者に対するプレゼンテーションを実施する予定である。

本市は、プレゼンテーションの日時、場所及び実施方法等の詳細について、後日、応募者に対し、電子メールにより通知する。

(ｱ) 開催日時及び開催場所

開 催 日：令和９年２月（予定）のうち、本市が調整、指定した日時

開催場所：日進市役所

(8) 提案審査結果の通知

本市は、提案審査の結果について、令和９年３月上旬に、代表企業に対し、電子メールにより通知する予定である。

5　審査及び選定に関する事項

(1) 優先交渉権者選定の体制

優先交渉権者の選定にあたり、参加資格審査、提案審査は本市が行う。

定量化審査は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために有識者を含む「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）プロポーザル方式等評価委員会」（以下「委員会」という。）が行い、優先交渉権者を選定する。

委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

(2) 審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

本市は、参加表明時に提出された参加資格審査申請書類について、参加資格要件を確認し、その結果を応募者に対し、電子メールにより通知する。

イ　提案審査

委員会は、あらかじめ設定した「事業者選定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価・価格評価）を行い、優先交渉権者を選定する。

ウ　審査事項

評価項目の詳細及び配点等については、「事業者選定基準」において提示する。

(3) 優先交渉権者の決定と公表

本市は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

本市と優先交渉権者は、募集要項等に基づき事業契約手続きを行う。

ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、評価点の上位の者から順に契約交渉を行う。

優先交渉権者は、令和９年３月上旬に公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、いずれの応募者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、若しくは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。

事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに本市のホームページにて公表する。

第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　事業契約に関する基本的な考え方

本市は、SPC と本事業に係る事業契約を締結する。

事業スキームについては、別紙１のとおりとする。

２　責任及び損害等の分担

本市と事業者が負うべき責任及び損害等の分担は、事業契約書に示す。

３　求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

４　事業者の収入

事業者が本事業の対象業務を実施し、本市がその対価を支払うサービス購入型とする。

５　改築工事に関する留意事項

(1) 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。

ただし、本市が公益上必要であると判断したときは、対象施設について本市が改築工事を行うことがある。

その場合は、事業者は、本市に協力するものとする。

(2) 改築工事を行った施設の所有

本市又は事業者が改築工事を行った施設は、本市の所有に属するものとする。

(3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書に示すとおりとする。

なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事は、国庫補助金の対象となるものを基本とする。

ただし、協議の上、本市が公益上必要であると判断したときは、国庫補助金の対象とならない改築工事も実施可能とする。

(4) 本事業開始後に本市が実施することを予定している工事

本事業開始後に本市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、本市と協議の上、協力するものとする。

(5) 工事の契約

改築工事について、本市と事業者は改築実施基本協定を締結する。

また、各年度当初には、改築実施基本協定をもとに当該年度の予定工事について年度実施協定（改築工事）を締結するものとする。

6　事業者の事業契約上の地位

本市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

7　履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は事業契約書に示す。

・契約保証金の納付
・契約保証金の納付に代わる措置
・履行保証保険付保等による保証措置

8　保険

事業者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに以下の条件による賠償責任保険に加入しなければならない。

また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに本市に提出し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

(1) 請負作業の遂行中に他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償するもの

(2) 被保険者が行った業務上の不注意によって、施設・設備等が被る損害を補償するもの。

※本市は、自らの負担で以下の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。

・建物総合損害共済（北部浄化センター、相野山浄化センター、南部浄化センター）

・下水道賠償責任保険（北部浄化センター、相野山浄化センター、南部浄化センター、旧南ケ丘処理場、マンホールポンプ場）

9　本市による事業の実施状況のモニタリング

(1) 本市によるモニタリング

本市は、事業者が実施する対象業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書に定める。

本市は、モニタリングの結果、「本事業の履行状況、要求水準書等の達成状況が芳しくない」と判明したときは、事業者に対して是正を求め、是正が認められない場合は、サービス対価の減額、支払停止又は契約解除の措置を行うことができる。

(2) 中間総合評価

第Ⅰ期事業期間終了時において、本市及び事業者が立会いのもと、要求水準書に従い、主に以下の事項について確認を行うものとする。

① 重大な契約違反等の確認

② 重要な要求水準の達成状況の確認

１０　本市の支払いに関する事項

本市は定期的にモニタリングを実施し、業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払う。サービス対価の構成、支払い方法については、事業契約に示す。

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　立地に関する事項

(1) 対象処理区及び概要

公共下水道

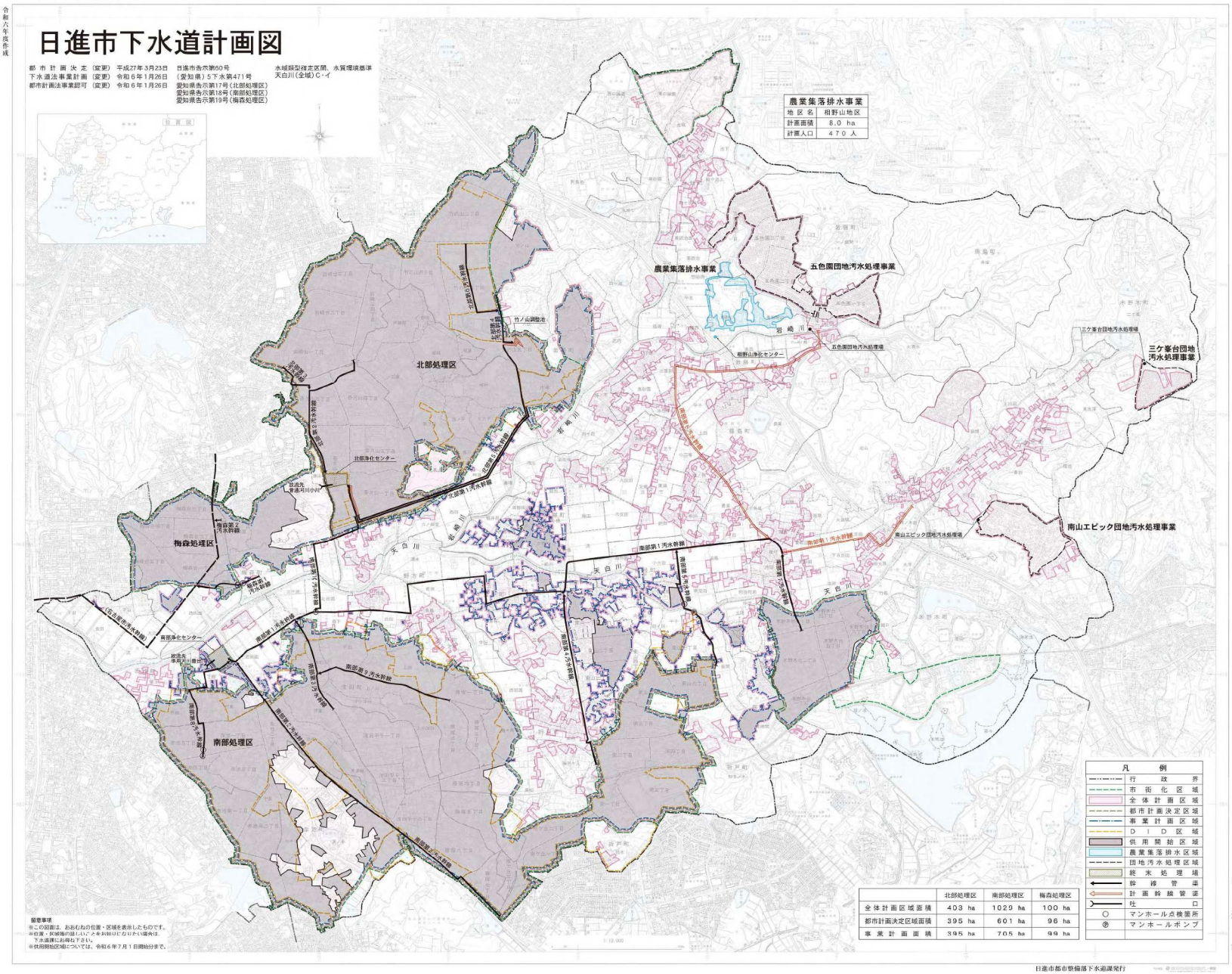
処理区名	単位	南部処理区	北部処理区	梅森処理区
全体計画処理面積	ha	1,036.4	402.6	100.2
全体計画処理人口	人	61,900	27,200	5,700
全体計画日最大汚水量	m^3/日	24,000	10,200	2,500

農業集落排水

処理区名	単位	相野山処理区
全体計画処理面積	ha	7.8
全体計画処理人口	人	246
全体計画日最大汚水量	m^3/日	155

団地汚水処理

処理区名	単位	三ケ峯台団地	五色園団地	南山エピック団地
面積	ha	10.5	46.1	19.2
全体計画処理人口	人	1,050	10,000	1,250
全体計画処理能力	m^3/日	270	2,500	250


1:10,000 地形図
令和六年度作成
日進市下水道計画図
都市計画決定（変更） 平成27年3月23日 日進市告示第60号
下水道法事業計画（変更） 令和6年1月26日 （愛知県）5下水第471号
都市計画法事業認可（変更） 令和6年1月26日 愛知県告示第17号（北部処理区）
愛知県告示第18号（南部処理区）
愛知県告示第19号（梅森処理区）
水域類型指定区間、水質環境基準
天白川（全域）C・イ
農業集落排水事業
地区名 相野山地区
計画面積 8.0 ha
計画人口 470 人
農業集落排水事業
五色園団地汚水処理事業
三ケ峯台団地汚水処理事業
南山エビック団地汚水処理事業
北部処理区
梅森処理区
南部処理区
北部浄化センター
南部浄化センター
相野山浄化センター
五色園団地汚水処理場
三ケ峯台団地汚水処理場
南山エビック団地汚水処理場
竹ノ山調整池
岩崎川
天白川
北部第1汚水幹線
南部第1汚水幹線
南部第2汚水幹線
南部第3汚水幹線
梅森第1汚水幹線
梅森第2汚水幹線
梅森第3汚水幹線
梅森第4汚水幹線
梅森第5汚水幹線
梅森第6汚水幹線
梅森第7汚水幹線
梅森第8汚水幹線
梅森第9汚水幹線
梅森第10汚水幹線
梅森第11汚水幹線
梅森第12汚水幹線
梅森第13汚水幹線
梅森第14汚水幹線
梅森第15汚水幹線
梅森第16汚水幹線
梅森第17汚水幹線
梅森第18汚水幹線
梅森第19汚水幹線
梅森第20汚水幹線
梅森第21汚水幹線
梅森第22汚水幹線
梅森第23汚水幹線
梅森第24汚水幹線
梅森第25汚水幹線
梅森第26汚水幹線
梅森第27汚水幹線
梅森第28汚水幹線
梅森第29汚水幹線
梅森第30汚水幹線
梅森第31汚水幹線
梅森第32汚水幹線
梅森第33汚水幹線
梅森第34汚水幹線
梅森第35汚水幹線
梅森第36汚水幹線
梅森第37汚水幹線
梅森第38汚水幹線
梅森第39汚水幹線
梅森第40汚水幹線
梅森第41汚水幹線
梅森第42汚水幹線
梅森第43汚水幹線
梅森第44汚水幹線
梅森第45汚水幹線
梅森第46汚水幹線
梅森第47汚水幹線
梅森第48汚水幹線
梅森第49汚水幹線
梅森第50汚水幹線
梅森第51汚水幹線
梅森第52汚水幹線
梅森第53汚水幹線
梅森第54汚水幹線
梅森第55汚水幹線
梅森第56汚水幹線
梅森第57汚水幹線
梅森第58汚水幹線
梅森第59汚水幹線
梅森第60汚水幹線
梅森第61汚水幹線
梅森第62汚水幹線
梅森第63汚水幹線
梅森第64汚水幹線
梅森第65汚水幹線
梅森第66汚水幹線
梅森第67汚水幹線
梅森第68汚水幹線
梅森第69汚水幹線
梅森第70汚水幹線
梅森第71汚水幹線
梅森第72汚水幹線
梅森第73汚水幹線
梅森第74汚水幹線
梅森第75汚水幹線
梅森第76汚水幹線
梅森第77汚水幹線
梅森第78汚水幹線
梅森第79汚水幹線
梅森第80汚水幹線
梅森第81汚水幹線
梅森第82汚水幹線
梅森第83汚水幹線
梅森第84汚水幹線
梅森第85汚水幹線
梅森第86汚水幹線
梅森第87汚水幹線
梅森第88汚水幹線
梅森第89汚水幹線
梅森第90汚水幹線
梅森第91汚水幹線
梅森第92汚水幹線
梅森第93汚水幹線
梅森第94汚水幹線
梅森第95汚水幹線
梅森第96汚水幹線
梅森第97汚水幹線
梅森第98汚水幹線
梅森第99汚水幹線
梅森第100汚水幹線
梅森第101汚水幹線
梅森第102汚水幹線
梅森第103汚水幹線
梅森第104汚水幹線
梅森第105汚水幹線
梅森第106汚水幹線
梅森第107汚水幹線
梅森第108汚水幹線
梅森第109汚水幹線
梅森第110汚水幹線
梅森第111汚水幹線
梅森第112汚水幹線
梅森第113汚水幹線
梅森第114汚水幹線
梅森第115汚水幹線
梅森第116汚水幹線
梅森第117汚水幹線
梅森第118汚水幹線
梅森第119汚水幹線
梅森第120汚水幹線
梅森第121汚水幹線
梅森第122汚水幹線
梅森第123汚水幹線
梅森第124汚水幹線
梅森第125汚水幹線
梅森第126汚水幹線
梅森第127汚水幹線
梅森第128汚水幹線
梅森第129汚水幹線
梅森第130汚水幹線
梅森第131汚水幹線
梅森第132汚水幹線
梅森第133汚水幹線
梅森第134汚水幹線
梅森第135汚水幹線
梅森第136汚水幹線
梅森第137汚水幹線
梅森第138汚水幹線
梅森第139汚水幹線
梅森第140汚水幹線
梅森第141汚水幹線
梅森第142汚水幹線
梅森第143汚水幹線
梅森第144汚水幹線
梅森第145汚水幹線
梅森第146汚水幹線
梅森第147汚水幹線
梅森第148汚水幹線
梅森第149汚水幹線
梅森第150汚水幹線
梅森第151汚水幹線
梅森第152汚水幹線
梅森第153汚水幹線
梅森第154汚水幹線
梅森第155汚水幹線
梅森第156汚水幹線
梅森第157汚水幹線
梅森第158汚水幹線
梅森第159汚水幹線
梅森第160汚水幹線
梅森第161汚水幹線
梅森第162汚水幹線
梅森第163汚水幹線
梅森第164汚水幹線
梅森第165汚水幹線
梅森第166汚水幹線
梅森第167汚水幹線
梅森第168汚水幹線
梅森第169汚水幹線
梅森第170汚水幹線
梅森第171汚水幹線
梅森第172汚水幹線
梅森第173汚水幹線
梅森第174汚水幹線
梅森第175汚水幹線
梅森第176汚水幹線
梅森第177汚水幹線
梅森第178汚水幹線
梅森第179汚水幹線
梅森第180汚水幹線
梅森第181汚水幹線
梅森第182汚水幹線
梅森第183汚水幹線
梅森第184汚水幹線
梅森第185汚水幹線
梅森第186汚水幹線
梅森第187汚水幹線
梅森第188汚水幹線
梅森第189汚水幹線
梅森第190汚水幹線
梅森第191汚水幹線
梅森第192汚水幹線
梅森第193汚水幹線
梅森第194汚水幹線
梅森第195汚水幹線
梅森第196汚水幹線
梅森第197汚水幹線
梅森第198汚水幹線
梅森第199汚水幹線
梅森第200汚水幹線
梅森第201汚水幹線
梅森第202汚水幹線
梅森第203汚水幹線
梅森第204汚水幹線
梅森第205汚水幹線
梅森第206汚水幹線
梅森第207汚水幹線
梅森第208汚水幹線
梅森第209汚水幹線
梅森第210汚水幹線
梅森第211汚水幹線
梅森第212汚水幹線
梅森第213汚水幹線
梅森第214汚水幹線
梅森第215汚水幹線
梅森第216汚水幹線
梅森第217汚水幹線
梅森第218汚水幹線
梅森第219汚水幹線
梅森第220汚水幹線
梅森第221汚水幹線
梅森第222汚水幹線
梅森第223汚水幹線
梅森第224汚水幹線
梅森第225汚水幹線
梅森第226汚水幹線
梅森第227汚水幹線
梅森第228汚水幹線
梅森第229汚水幹線
梅森第230汚水幹線
梅森第231汚水幹線
梅森第232汚水幹線
梅森第233汚水幹線
梅森第234汚水幹線
梅森第235汚水幹線
梅森第236汚水幹線
梅森第237汚水幹線
梅森第238汚水幹線
梅森第239汚水幹線
梅森第240汚水幹線
梅森第241汚水幹線
梅森第242汚水幹線
梅森第243汚水幹線
梅森第244汚水幹線
梅森第245汚水幹線
梅森第246汚水幹線
梅森第247汚水幹線
梅森第248汚水幹線
梅森第249汚水幹線
梅森第250汚水幹線
梅森第251汚水幹線
梅森第252汚水幹線
梅森第253汚水幹線
梅森第254汚水幹線
梅森第255汚水幹線
梅森第256汚水幹線
梅森第257汚水幹線
梅森第258汚水幹線
梅森第259汚水幹線
梅森第260汚水幹線
梅森第261汚水幹線
梅森第262汚水幹線
梅森第263汚水幹線
梅森第264汚水幹線
梅森第265汚水幹線
梅森第266汚水幹線
梅森第267汚水幹線
梅森第268汚水幹線
梅森第269汚水幹線
梅森第270汚水幹線
梅森第271汚水幹線
梅森第272汚水幹線
梅森第273汚水幹線
梅森第274汚水幹線
梅森第275汚水幹線
梅森第276汚水幹線
梅森第277汚水幹線
梅森第278汚水幹線
梅森第279汚水幹線
梅森第280汚水幹線
梅森第281汚水幹線
梅森第282汚水幹線
梅森第283汚水幹線
梅森第284汚水幹線
梅森第285汚水幹線
梅森第286汚水幹線
梅森第287汚水幹線
梅森第288汚水幹線
梅森第289汚水幹線
梅森第290汚水幹線
梅森第291汚水幹線
梅森第292汚水幹線
梅森第293汚水幹線
梅森第294汚水幹線
梅森第295汚水幹線
梅森第296汚水幹線
梅森第297汚水幹線
梅森第298汚水幹線
梅森第299汚水幹線
梅森第300汚水幹線
梅森第301汚水幹線
梅森第302汚水幹線
梅森第303汚水幹線
梅森第304汚水幹線
梅森第305汚水幹線
梅森第306汚水幹線
梅森第307汚水幹線
梅森第308汚水幹線
梅森第309汚水幹線
梅森第310汚水幹線
梅森第311汚水幹線
梅森第312汚水幹線
梅森第313汚水幹線
梅森第314汚水幹線
梅森第315汚水幹線
梅森第316汚水幹線
梅森第317汚水幹線
梅森第318汚水幹線
梅森第319汚水幹線
梅森第320汚水幹線
梅森第321汚水幹線
梅森第322汚水幹線
梅森第323汚水幹線
梅森第324汚水幹線
梅森第325汚水幹線
梅森第326汚水幹線
梅森第327汚水幹線
梅森第328汚水幹線
梅森第329汚水幹線
梅森第330汚水幹線
梅森第331汚水幹線
梅森第332汚水幹線
梅森第333汚水幹線
梅森第334汚水幹線
梅森第335汚水幹線
梅森第336汚水幹線
梅森第337汚水幹線
梅森第338汚水幹線
梅森第339汚水幹線
梅森第340汚水幹線
梅森第341汚水幹線
梅森第342汚水幹線
梅森第343汚水幹線
梅森第344汚水幹線
梅森第345汚水幹線
梅森第346汚水幹線
梅森第347汚水幹線
梅森第348汚水幹線
梅森第349汚水幹線
梅森第350汚水幹線
梅森第351汚水幹線
梅森第352汚水幹線
梅森第353汚水幹線
梅森第354汚水幹線
梅森第355汚水幹線
梅森第356汚水幹線
梅森第357汚水幹線
梅森第358汚水幹線
梅森第359汚水幹線
梅森第360汚水幹線
梅森第361汚水幹線
梅森第362汚水幹線
梅森第363汚水幹線
梅森第364汚水幹線
梅森第365汚水幹線
梅森第366汚水幹線
梅森第367汚水幹線
梅森第368汚水幹線
梅森第369汚水幹線
梅森第370汚水幹線
梅森第371汚水幹線
梅森第372汚水幹線
梅森第373汚水幹線
梅森第374汚水幹線
梅森第375汚水幹線
梅森第376汚水幹線
梅森第377汚水幹線
梅森第378汚水幹線
梅森第379汚水幹線
梅森第380汚水幹線
梅森第381汚水幹線
梅森第382汚水幹線
梅森第383汚水幹線
梅森第384汚水幹線
梅森第385汚水幹線
梅森第386汚水幹線
梅森第387汚水幹線
梅森第388汚水幹線
梅森第389汚水幹線
梅森第390汚水幹線
梅森第391汚水幹線
梅森第392汚水幹線
梅森第393汚水幹線
梅森第394汚水幹線
梅森第395汚水幹線
梅森第396汚水幹線
梅森第397汚水幹線
梅森第398汚水幹線
梅森第399汚水幹線
梅森第400汚水幹線
梅森第401汚水幹線
梅森第402汚水幹線
梅森第403汚水幹線
梅森第404汚水幹線
梅森第405汚水幹線
梅森第406汚水幹線
梅森第407汚水幹線
梅森第408汚水幹線
梅森第409汚水幹線
梅森第410汚水幹線
梅森第411汚水幹線
梅森第412汚水幹線
梅森第413汚水幹線
梅森第414汚水幹線
梅森第415汚水幹線
梅森第416汚水幹線
梅森第417汚水幹線
梅森第418汚水幹線
梅森第419汚水幹線
梅森第420汚水幹線
梅森第421汚水幹線
梅森第422汚水幹線
梅森第423汚水幹線
梅森第424汚水幹線
梅森第425汚水幹線
梅森第426汚水幹線
梅森第427汚水幹線
梅森第428汚水幹線
梅森第429汚水幹線
梅森第430汚水幹線
梅森第431汚水幹線
梅森第432汚水幹線
梅森第433汚水幹線
梅森第434汚水幹線
梅森第435汚水幹線
梅森第436汚水幹線
梅森第437汚水幹線
梅森第438汚水幹線
梅森第439汚水幹線
梅森第440汚水幹線
梅森第441汚水幹線
梅森第442汚水幹線
梅森第443汚水幹線
梅森第444汚水幹線
梅森第445汚水幹線
梅森第446汚水幹線
梅森第447汚水幹線
梅森第448汚水幹線
梅森第449汚水幹線
梅森第450汚水幹線
梅森第451汚水幹線
梅森第452汚水幹線
梅森第453汚水幹線
梅森第454汚水幹線
梅森第455汚水幹線
梅森第456汚水幹線
梅森第457汚水幹線
梅森第458汚水幹線
梅森第459汚水幹線
梅森第460汚水幹線
梅森第461汚水幹線
梅森第462汚水幹線
梅森第463汚水幹線
梅森第464汚水幹線
梅森第465汚水幹線
梅森第466汚水幹線
梅森第467汚水幹線
梅森第468汚水幹線
梅森第469汚水幹線
梅森第470汚水幹線
梅森第471汚水幹線
梅森第472汚水幹線
梅森第473汚水幹線
梅森第474汚水幹線
梅森第475汚水幹線
梅森第476汚水幹線
梅森第477汚水幹線
梅森第478汚水幹線
梅森第479汚水幹線
梅森第480汚水幹線
梅森第481汚水幹線
梅森第482汚水幹線
梅森第483汚水幹線
梅森第484汚水幹線
梅森第485汚水幹線
梅森第486汚水幹線
梅森第487汚水幹線
梅森第488汚水幹線
梅森第489汚水幹線
梅森第490汚水幹線
梅森第491汚水幹線
梅森第492汚水幹線
梅森第493汚水幹線
梅森第494汚水幹線
梅森第495汚水幹線
梅森第496汚水幹線
梅森第497汚水幹線
梅森第498汚水幹線
梅森第499汚水幹線
梅森第500汚水幹線
梅森第501汚水幹線
梅森第502汚水幹線
梅森第503汚水幹線
梅森第504汚水幹線
梅森第505汚水幹線
梅森第506汚水幹線
梅森第507汚水幹線
梅森第508汚水幹線
梅森第509汚水幹線
梅森第510汚水幹線
梅森第511汚水幹線
梅森第512汚水幹線
梅森第513汚水幹線
梅森第514汚水幹線
梅森第515汚水幹線
梅森第516汚水幹線
梅森第517汚水幹線
梅森第518汚水幹線
梅森第519汚水幹線
梅森第520汚水幹線
梅森第521汚水幹線
梅森第522汚水幹線
梅森第523汚水幹線
梅森第524汚水幹線
梅森第525汚水幹線
梅森第526汚水幹線
梅森第527汚水幹線
梅森第528汚水幹線
梅森第529汚水幹線
梅森第530汚水幹線
梅森第531汚水幹線
梅森第532汚水幹線
梅森第533汚水幹線
梅森第534汚水幹線
梅森第535汚水幹線
梅森第536汚水幹線
梅森第537汚水幹線
梅森第538汚水幹線
梅森第539汚水幹線
梅森第540汚水幹線
梅森第541汚水幹線
梅森第542汚水幹線
梅森第543汚水幹線
梅森第544汚水幹線
梅森第545汚水幹線
梅森第546汚水幹線
梅森第547汚水幹線
梅森第548汚水幹線
梅森第549汚水幹線
梅森第550汚水幹線
梅森第551汚水幹線
梅森第552汚水幹線
梅森第553汚水幹線
梅森第554汚水幹線
梅森第555汚水幹線
梅森第556汚水幹線
梅森第557汚水幹線
梅森第558汚水幹線
梅森第559汚水幹線
梅森第560汚水幹線
梅森第561汚水幹線
梅森第562汚水幹線
梅森第563汚水幹線
梅森第564汚水幹線
梅森第565汚水幹線
梅森第566汚水幹線
梅森第567汚水幹線
梅森第568汚水幹線
梅森第569汚水幹線
梅森第570汚水幹線
梅森第571汚水幹線
梅森第572汚水幹線
梅森第573汚水幹線
梅森第574汚水幹線
梅森第575汚水幹線
梅森第576汚水幹線
梅森第577汚水幹線
梅森第578汚水幹線
梅森第579汚水幹線
梅森第580汚水幹線
梅森第581汚水幹線
梅森第582汚水幹線
梅森第583汚水幹線
梅森第584汚水幹線
梅森第585汚水幹線
梅森第586汚水幹線
梅森第587汚水幹線
梅森第588汚水幹線
梅森第589汚水幹線
梅森第590汚水幹線
梅森第591汚水幹線
梅森第592汚水幹線
梅森第593汚水幹線
梅森第594汚水幹線
梅森第595汚水幹線
梅森第596汚水幹線
梅森第597汚水幹線
梅森第598汚水幹線
梅森第599汚水幹線
梅森第600汚水幹線
梅森第601汚水幹線
梅森第602汚水幹線
梅森第603汚水幹線
梅森第604汚水幹線
梅森第605汚水幹線
梅森第606汚水幹線
梅森第607汚水幹線
梅森第608汚水幹線
梅森第609汚水幹線
梅森第610汚水幹線
梅森第611汚水幹線
梅森第612汚水幹線
梅森第613汚水幹線
梅森第614汚水幹線
梅森第615汚水幹線
梅森第616汚水幹線
梅森第617汚水幹線
梅森第618汚水幹線
梅森第619汚水幹線
梅森第620汚水幹線
梅森第621汚水幹線
梅森第622汚水幹線
梅森第623汚水幹線
梅森第624汚水幹線
梅森第625汚水幹線
梅森第626汚水幹線
梅森第627汚水幹線
梅森第628汚水幹線
梅森第629汚水幹線
梅森第630汚水幹線
梅森第631汚水幹線
梅森第632汚水幹線
梅森第633汚水幹線
梅森第634汚水幹線
梅森第635汚水幹線
梅森第636汚水幹線
梅森第637汚水幹線
梅森第638汚水幹線
梅森第639汚水幹線
梅森第640汚水幹線
梅森第641汚水幹線
梅森第642汚水幹線
梅森第643汚水幹線
梅森第644汚水幹線
梅森第645汚水幹線
梅森第646汚水幹線
梅森第647汚水幹線
梅森第648汚水幹線
梅森第649汚水幹線
梅森第650汚水幹線
梅森第651汚水幹線
梅森第652汚水幹線
梅森第653汚水幹線
梅森第654汚水幹線
梅森第655汚水幹線
梅森第656汚水幹線
梅森第657汚水幹線
梅森第658汚水幹線
梅森第659汚水幹線
梅森第660汚水幹線
梅森第661汚水幹線
梅森第662汚水幹線
梅森第663汚水幹線
梅森第664汚水幹線
梅森第665汚水幹線
梅森第666汚水幹線
梅森第667汚水幹線
梅森第668汚水幹線
梅森第669汚水幹線
梅森第670汚水幹線
梅森第671汚水幹線
梅森第672汚水幹線
梅森第673汚水幹線
梅森第674汚水幹線
梅森第675汚水幹線
梅森第676汚水幹線
梅森第677汚水幹線
梅森第678汚水幹線
梅森第679汚水幹線
梅森第680汚水幹線
梅森第681汚水幹線
梅森第682汚水幹線
梅森第683汚水幹線
梅森第684汚水幹線
梅森第685汚水幹線
梅森第686汚水幹線
梅森第687汚水幹線
梅森第688汚水幹線
梅森第689汚水幹線
梅森第690汚水幹線
梅森第691汚水幹線
梅森第692汚水幹線
梅森第693汚水幹線
梅森第694汚水幹線
梅森第695汚水幹線
梅森第696汚水幹線
梅森第697汚水幹線
梅森第698汚水幹線
梅森第699汚水幹線
梅森第700汚水幹線
梅森第701汚水幹線
梅森第702汚水幹線
梅森第703汚水幹線
梅森第704汚水幹線
梅森第705汚水幹線
梅森第706汚水幹線
梅森第707汚水幹線
梅森第708汚水幹線
梅森第709汚水幹線
梅森第710汚水幹線
梅森第711汚水幹線
梅森第712汚水幹線
梅森第713汚水幹線
梅森第714汚水幹線
梅森第715汚水幹線
梅森第716汚水幹線
梅森第717汚水幹線
梅森第718汚水幹線
梅森第719汚水幹線
梅森第720汚水幹線
梅森第721汚水幹線
梅森第722汚水幹線
梅森第723汚水幹線
梅森第724汚水幹線
梅森第725汚水幹線
梅森第726汚水幹線
梅森第727汚水幹線
梅森第728汚水幹線
梅森第729汚水幹線
梅森第730汚水幹線
梅森第731汚水幹線
梅森第732汚水幹線
梅森第733汚水幹線
梅森第734汚水幹線
梅森第735汚水幹線
梅森第736汚水幹線
梅森第737汚水幹線
梅森第738汚水幹線
梅森第739汚水幹線
梅森第740汚水幹線
梅森第741汚水幹線
梅森第742汚水幹線
梅森第743汚水幹線
梅森第744汚水幹線
梅森第745汚水幹線
梅森第746汚水幹線
梅森第747汚水幹線
梅森第748汚水幹線
梅森第749汚水幹線
梅森第750汚水幹線
梅森第751汚水幹線
梅森第752汚水幹線
梅森第753汚水幹線
梅森第754汚水幹線
梅森第755汚水幹線
梅森第756汚水幹線
梅森第757汚水幹線
梅森第758汚水幹線
梅森第759汚水幹線
梅森第760汚水幹線
梅森第761汚水幹線
梅森第762汚水幹線
梅森第763汚水幹線
梅森第764汚水幹線
梅森第765汚水幹線
梅森第766汚水幹線
梅森第767汚水幹線
梅森第768汚水幹線
梅森第769汚水幹線
梅森第770汚水幹線
梅森第771汚水幹線
梅森第772汚水幹線
梅森第773汚水幹線
梅森第774汚水幹線
梅森第775汚水幹線
梅森第776汚水幹線
梅森第777汚水幹線
梅森第778汚水幹線
梅森第779汚水幹線
梅森第780汚水幹線
梅森第781汚水幹線
梅森第782汚水幹線
梅森第783汚水幹線
梅森第784汚水幹線
梅森第785汚水幹線
梅森第786汚水幹線
梅森第787汚水幹線
梅森第788汚水幹線
梅森第789汚水幹線
梅森第790汚水幹線
梅森第791汚水幹線
梅森第792汚水幹線
梅森第793汚水幹線
梅森第794汚水幹線
梅森第795汚水幹線
梅森第796汚水幹線
梅森第797汚水幹線
梅森第798汚水幹線
梅森第799汚水幹線
梅森第800汚水幹線
梅森第801汚水幹線
梅森第802汚水幹線
梅森第803汚水幹線
梅森第804汚水幹線
梅森第805汚水幹線
梅森第806汚水幹線
梅森第807汚水幹線
梅森第808汚水幹線
梅森第809汚水幹線
梅森第810汚水幹線
梅森第811汚水幹線
梅森第812汚水幹線
梅森第813汚水幹線
梅森第814汚水幹線
梅森第815汚水幹線
梅森第816汚水幹線
梅森第817汚水幹線
梅森第818汚水幹線
梅森第819汚水幹線
梅森第820汚水幹線
梅森第821汚水幹線
梅森第822汚水幹線
梅森第823汚水幹線
梅森第824汚水幹線
梅森第825汚水幹線
梅森第826汚水幹線
梅森第827汚水幹線
梅森第828汚水幹線
梅森第829汚水幹線
梅森第830汚水幹線
梅森第831汚水幹線
梅森第832汚水幹線
梅森第833汚水幹線
梅森第834汚水幹線
梅森第835汚水幹線
梅森第836汚水幹線
梅森第837汚水幹線
梅森第838汚水幹線
梅森第839汚水幹線
梅森第840汚水幹線
梅森第841汚水幹線
梅森第842汚水幹線
梅森第843汚水幹線
梅森第844汚水幹線
梅森第845汚水幹線
梅森第846汚水幹線
梅森第847汚水幹線
梅森第848汚水幹線
梅森第849汚水幹線
梅森第850汚水幹線
梅森第851汚水幹線
梅森第852汚水幹線
梅森第853汚水幹線
梅森第854汚水幹線
梅森第855汚水幹線
梅森第856汚水幹線
梅森第857汚水幹線
梅森第858汚水幹線
梅森第859汚水幹線
梅森第860汚水幹線
梅森第861汚水幹線
梅森第862汚水幹線
梅森第863汚水幹線
梅森第864汚水幹線
梅森第865汚水幹線
梅森第866汚水幹線
梅森第867汚水幹線
梅森第868汚水幹線
梅森第869汚水幹線
梅森第870汚水幹線
梅森第871汚水幹線
梅森第872汚水幹線
梅森第873汚水幹線
梅森第874汚水幹線
梅森第875汚水幹線
梅森第876汚水幹線
梅森第877汚水幹線
梅森第878汚水幹線
梅森第879汚水幹線
梅森第880汚水幹線
梅森第881汚水幹線
梅森第882汚水幹線
梅森第883汚水幹線
梅森第884汚水幹線
梅森第885汚水幹線
梅森第886汚水幹線
梅森第887汚水幹線
梅森第888汚水幹線
梅森第889汚水幹線
梅森第890汚水幹線
梅森第891汚水幹線
梅森第892汚水幹線
梅森第893汚水幹線
梅森第894汚水幹線
梅森第895汚水幹線
梅森第896汚水幹線
梅森第897汚水幹線
梅森第898汚水幹線
梅森第899汚水幹線
梅森第900汚水幹線
梅森第901汚水幹線
梅森第902汚水幹線
梅森第903汚水幹線
梅森第904汚水幹線
梅森第905汚水幹線
梅森第906汚水幹線
梅森第907汚水幹線
梅森第908汚水幹線
梅森第909汚水幹線
梅森第910汚水幹線
梅森第911汚水幹線
梅森第912汚水幹線
梅森第913汚水幹線
梅森第914汚水幹線
梅森第915汚水幹線
梅森第916汚水幹線
梅森第917汚水幹線
梅森第918汚水幹線
梅森第919汚水幹線
梅森第920汚水幹線
梅森第921汚水幹線
梅森第922汚水幹線
梅森第923汚水幹線
梅森第924汚水幹線
梅森第925汚水幹線
梅森第926汚水幹線
梅森第927汚水幹線
梅森第928汚水幹線
梅森第929汚水幹線
梅森第930汚水幹線
梅森第931汚水幹線
梅森第932汚水幹線
梅森第933汚水幹線
梅森第934汚水幹線
梅森第935汚水幹線
梅森第936汚水幹線
梅森第937汚水幹線
梅森第938汚水幹線
梅森第939汚水幹線
梅森第940汚水幹線
梅森第941汚水幹線
梅森第942汚水幹線
梅森第943汚水幹線
梅森第944汚水幹線
梅森第945汚水幹線
梅森第946汚水幹線
梅森第947汚水幹線
梅森第948汚水幹線
梅森第949汚水幹線
梅森第950汚水幹線
梅森第951汚水幹線
梅森第952汚水幹線
梅森第953汚水幹線
梅森第954汚水幹線
梅森第955汚水幹線
梅森第956汚水幹線
梅森第957汚水幹線
梅森第958汚水幹線
梅森第959汚水幹線
梅森第960汚水幹線
梅森第961汚水幹線
梅森第962汚水幹線
梅森第963汚水幹線
梅森第964汚水幹線
梅森第965汚水幹線
梅森第966汚水幹線
梅森第967汚水幹線
梅森第968汚水幹線
梅森第969汚水幹線
梅森第970汚水幹線
梅森第971汚水幹線
梅森第972汚水幹線
梅森第973汚水幹線
梅森第974汚水幹線
梅森第975汚水幹線
梅森第976汚水幹線
梅森第977汚水幹線
梅森第978汚水幹線
梅森第979汚水幹線
梅森第980汚水幹線
梅森第981汚水幹線
梅森第982汚水幹線
梅森第983汚水幹線
梅森第984汚水幹線
梅森第985汚水幹線
梅森第986汚水幹線
梅森第987汚水幹線
梅森第988汚水幹線
梅森第989汚水幹線
梅森第990汚水幹線
梅森第991汚水幹線
梅森第992汚水幹線
梅森第993汚水幹線
梅森第994汚水幹線
梅森第995汚水幹線
梅森第996汚水幹線
梅森第997汚水幹線
梅森第998汚水幹線
梅森第999汚水幹線
梅森第1000汚水幹線
梅森第1001汚水幹線
梅森第1002汚水幹線
梅森第1003汚水幹線
梅森第1004汚水幹線
梅森第1005汚水幹線
梅森第1006汚水幹線
梅森第1007汚水幹線
梅森第1008汚水幹線
梅森第1009汚水幹線
梅森第1010汚水幹線
梅森第1011汚水幹線
梅森第1012汚水幹線
梅森第1013汚水幹線
梅森第1014汚水幹線
梅森第1015汚水幹線
梅森第1016汚水幹線
梅森第1017汚水幹線
梅森第1018汚水幹線
梅森第1019汚水幹線
梅森第1020汚水幹線
梅森第1021汚水幹線
梅森第1022汚水幹線
梅森第1023汚水幹線
梅森第1024汚水幹線
梅森第1025汚水幹線
梅森第1026汚水幹線
梅森第1027汚水幹線
梅森第1028汚水幹線
梅森第1029汚水幹線
梅森第1030汚水幹線
梅森第1031汚水幹線
梅森第1032汚水幹線
梅森第1033汚水幹線
梅森第1034汚水幹線
梅森第1035汚水幹線
梅森第1036汚水幹線
梅森第1037汚水幹線
梅森第1038汚水幹線
梅森第1039汚水幹線
梅森第1040汚水幹線
梅森第1041汚水幹線
梅森第1042汚水幹線
梅森第1043汚水幹線
梅森第1044汚水幹線
梅森第1045汚水幹線
梅森第1046汚水幹線
梅森第1047汚水幹線
梅森第1048汚水幹線
梅森第1049汚水幹線
梅森第1050汚水幹線
梅森第1051汚水幹線
梅森第1052汚水幹線
梅森第1053汚水幹線
梅森第1054汚水幹線
梅森第1055汚水幹線
梅森第1056汚水幹線
梅森第1057汚水幹線
梅森第1058汚水幹線
梅森第1059汚水幹線
梅森第1060汚水幹線
梅森第1061汚水幹線
梅森第1062汚水幹線
梅森第1063汚水幹線
梅森第1064汚水幹線
梅森第1065汚水幹線
梅森第1066汚水幹線
梅森第1067汚水幹線
梅森第1068汚水幹線
梅森第1069汚水幹線
梅森第1070汚水幹線
梅森第1071汚水幹線
梅森第1072汚水幹線
梅森第1073汚水幹線
梅森第1074汚水幹線
梅森第1075汚水幹線
梅森第1076汚水幹線
梅森第1077汚水幹線
梅森第1078汚水幹線
梅森第1079汚水幹線
梅森第1080汚水幹線
梅森第1081汚水幹線
梅森第1082汚水幹線
梅森第1083汚水幹線
梅森第1084汚水幹線
梅森第1085汚水幹線
梅森第1086汚水幹線
梅森第1087汚水幹線
梅森第1088汚水幹線
梅森第1089汚水幹線
梅森第1090汚水幹線
梅森第1091汚水幹線
梅森第1092汚水幹線
梅森第1093汚水幹線
梅森第1094汚水幹線
梅森第1095汚水幹線
梅森第1096汚水幹線
梅森第1097汚水幹線
梅森第1098汚水幹線
梅森第1099汚水幹線
梅森第1100汚水幹線
梅森第1101汚水幹線
梅森第1102汚水幹線
梅森第1103汚水幹線
梅森第1104汚水幹線
梅森第1105汚水幹線
梅森第1106汚水幹線
梅森第1107汚水幹線
梅森第1108汚水幹線
梅森第1109汚水幹線
梅森第1110汚水幹線
梅森第1111汚水幹線
梅森第1112汚水幹線
梅森第1113汚水幹線
梅森第1114汚水幹線
梅森第1115汚水幹線
梅森第1116汚水幹線
梅森第1117汚水幹線
梅森第1118汚水幹線
梅森第1119汚水幹線
梅森第1120汚水幹線
梅森第1121汚水幹線
梅森第1122汚水幹線
梅森第1123汚水幹線
梅森第1124汚水幹線
梅森第1125汚水幹線
梅森第1126汚水幹線
梅森第1127汚水幹線
梅森第1128汚水幹線
梅森第1129汚水幹線
梅森第1130汚水幹線
梅森第1131汚水幹線
梅森第1132汚水幹線
梅森第1133汚水幹線
梅森第1134汚水幹線
梅森第1135汚水幹線
梅森第1136汚水幹線
梅森第1137汚水幹線
梅森第1138汚水幹線
梅森第1139汚水幹線
梅森第1140汚水幹線
梅森第1141汚水幹線
梅森第1142汚水幹線
梅森第1143汚水幹線
梅森第1144汚水幹線
梅森第1145汚水幹線
梅森第1146汚水幹線
梅森第1147汚水幹線
梅森第1148汚水幹線
梅森第1149汚水幹線
梅森第1150汚水幹線
梅森第1151汚水幹線
梅森第1152汚水幹線
梅森第1153汚水幹線
梅森第1154汚水幹線
梅森第1155汚水幹線
梅森第1156汚水幹線
梅森第1157汚水幹線
梅森第1158汚水幹線
梅森第1159汚水幹線
梅森第1160汚水幹線
梅森第1161汚水幹線
梅森第1162汚水幹線
梅森第1163汚水幹線
梅森第1164汚水幹線
梅森第1165汚水幹線
梅森第1166汚水幹線
梅森第1167汚水幹線
梅森第1168汚水幹線
梅森第1169汚水幹線
梅森第1170汚水幹線
梅森第1171汚水幹線
梅森第1172汚水幹線
梅森第1173汚水幹線
梅森第1174汚水幹線
梅森第1175汚水幹線
梅森第1176汚水幹線
梅森第1177汚水幹線
梅森第1178汚水幹線
梅森第1179汚水幹線
梅森第1180汚水幹線
梅森第1181汚水幹線
梅森第1182汚水幹線
梅森第1183汚水幹線
梅森第1184汚水幹線
梅森第1185汚水幹線
梅森第1186汚水幹線
梅森第1187汚水幹線
梅森第1188汚水幹線
梅森第1189汚水幹線
梅森第1190汚水幹線
梅森第1191汚水幹線
梅森第1192汚水幹線
梅森第1193汚水幹線
梅森第1194汚水幹線
梅森第1195汚水幹線
梅森第1196汚水幹線
梅森第1197汚水幹線
梅森第1198汚水幹線
梅森第1199汚水幹線
梅森第1200汚水幹線
梅森第1201汚水幹線
梅森第1202汚水幹線
梅森第1203汚水幹線
梅森第1204汚水幹線
梅森第1205汚水幹線
梅森第1206汚水幹線
梅森第1207汚水幹線
梅森第1208汚水幹線
梅森第1209汚水幹線
梅森第1210汚水幹線
梅森第1211汚水幹線
梅森第1212汚水幹線
梅森第1213汚水幹線
梅森第1214汚水幹線
梅森第1215汚水幹線
梅森第1216汚水幹線
梅森第1217汚水幹線
梅森第1218汚水幹線
梅森第1219汚水幹線
梅森第1220汚水幹線
梅森第1221汚水幹線
梅森第1222汚水幹線
梅森第1223汚水幹線
梅森第1224汚水幹線
梅森第1225汚水幹線
梅森第1226汚水幹線
梅森第1227汚水幹線
梅森第1228汚水幹線
梅森第1229汚水幹線
梅森第1230汚水幹線
梅森第1231汚水幹線
梅森第1232汚水幹線
梅森第1233汚水幹線
梅森第1234汚水幹線
梅森第1235汚水幹線
梅森第1236汚水幹線
梅森第1237汚水幹線
梅森第1238汚水幹線
梅森第1239汚水幹線
梅森第1240汚水幹線
梅森第1241汚水幹線
梅森第1242汚水幹線
梅森第1243汚水幹線
梅森第1244汚水幹線
梅森第1245汚水幹線
梅森第1246汚水幹線
梅森第1247汚水幹線
梅森第1248汚水幹線
梅森第1249汚水幹線
梅森第1250汚水幹線
梅森第1251汚水幹線
梅森第1252汚水幹線
梅森第1253汚水幹線
梅森第1254汚水幹線
梅森第1255汚水幹線
梅森第1256汚水幹線
梅森第1257汚水幹線
梅森第1258汚水幹線
梅森第1259汚水幹線
梅森第1260汚水幹線
梅森第1261汚水幹線
梅森第1262汚水幹線
梅森第1263汚水幹線
梅森第1264汚水幹線
梅森第1265汚水幹線
梅森第1266汚水幹線
梅森第1267汚水幹線
梅森第1268汚水幹線
梅森第1269汚水幹線
梅森第1270汚

2　施設の概要及び規模

(1) 公共下水道

ア　南部処理区

処理場施設

名称	南部浄化センター
所在地	日進市浅田町西田面１５８番地
現有処理能力	7,000m^3/日 10,800m^3/日 （全体計画処理能力 25,500m^3/日）
処理方式	嫌気無酸素好気法（凝集剤添加） ステップ流入式多段硝化脱窒法（凝集剤添加） 汚泥処理：重力濃縮＋造粒調質＋脱水→搬出
供用開始年月	平成16年４月１日

管路施設

管路延長	156,665m

イ　北部処理区

処理場施設

名称	北部浄化センター
所在地	日進市香久山二丁目５０１番地
現有処理能力	11,000m^3/日（＝全体計画処理能力）
処理方式	回分式活性汚泥法 汚泥処理：重力濃縮＋造粒調質＋脱水→搬出
供用開始年月	平成元年４月１日

管路施設

管路延長	103,239m

ウ　梅森処理区

管路施設

管路延長	23,672m

梅森処理区は名古屋市の植田水処理センターにおいて汚水処理を行っている。

(2) 農業集落排水

ア　相野山処理区

処理場施設

名称	相野山浄化センター
所在地	日進市北新町相野山3番地
現有処理能力	155m^3/日 （＝全体計画処理能力）
処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床槽併用接触曝気法
供用開始年月	平成８年４月１日

管路施設

管路延長	2,792m

(3) 団地汚水処理

ア　三ケ峯台団地

処理場施設

名称	三ケ峯台団地汚水処理場
所在地	日進市米野木町三ケ峯 4-314
現有処理能力	270m^3/日 （＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（長時間曝気方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和 54 年 3 月

管路施設

管路延長	2,916m

イ　五色園団地

処理場施設

名称	五色園団地汚水処理場
所在地	日進市岩藤町一の廻間 926-638
現有処理能力	2,500m^3/日 （＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（標準活性汚泥方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和 46 年 8 月

汚水中継ポンプ場

名称	五色園団地汚水処理施設中継ポンプ場
所在地	日進市五色園四丁目 2622-3、2415-2、2416-3、2417
供用開始年月	昭和 46 年 8 月

管路施設

管路延長	13,658m

ウ　南山エピック団地

処理場施設

名称	南山エピック団地汚水処理場
所在地	日進市米野木町南山 973-271
現有処理能力	250m^3/日（＝全体計画処理能力）
処理方式	活性汚泥法（長時間曝気方式） 汚泥処理：汚泥貯留槽→搬出
供用開始年月	昭和 46 年 11 月

汚水中継ポンプ場

名称	南山エピック団地汚水処理施設中継ポンプ場
所在地	日進市米野木町南山 973-210
供用開始年月	昭和 46 年 11 月

管路施設

管路延長	4,546m

(4) その他

ア　旧南ケ丘処理場（汚水調整施設）

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	2回/年	250m^2	7月下旬頃 11月下旬頃	
剪定	1回/年	—	樹種に応じ適切な時期	北側擁壁
	1回/年	32m	樹種に応じ適切な時期	カイズカイブキ

イ　マンホールポンプ：28 機場（R16 より 31 機場）

番号	名称	口径（φmm）	出力（kW）	ポンプメーカー		ポンプ機名	通報装置メーカー	通報装置型番	供用開始年度
1	梅森1 マンホールポンプ場	50	0.4	P08763591.1	荏原	50DMV2 6.4	オムロン	K5P	H8
				P08763591.2	荏原	50DMV2 6.4			
2	梅森2 マンホールポンプ場	50	0.75	1ER0110101	クボタ	KS-VL 52AA	オムロン	K5P	H8
				1ER0110102	クボタ	KS-VL 52AA			
3	梅森3 マンホールポンプ場	80	5.5	PU751129.1	荏原	80DMV 65.5	オムロン	K5P	H9
				PU751129.2	荏原	80DMV 65.5			
4	香久山 マンホールポンプ場	80	2.2	P06762352.1	荏原	80DV 62.2A	荏原	EMMD-X	H3
				P06762352.2	荏原	80DV 62.2A			
5	野方 マンホールポンプ場	50	0.75	P10758290.1	荏原	50DMV2 6.75	荏原	EMMD-X	H8
				P10758290.2	荏原	50DMV2 6.75			
6	菊水1 マンホールポンプ場	65	1.5	1ER6110201	クボタ	KS-VL 63AA	荏原	EMMD-X	H6
				1ER6110202	クボタ	KS-VL 63AA			
7	菊水2 マンホールポンプ場	50	0.4	1E65610201	クボタ	KS-VL 51AA	荏原	EMMD-X	H6
				1E65610202	クボタ	KS-VL 51AA			
8	竹田 マンホールポンプ場	65	1.5	PW768706.1	荏原	65DMW 61.5	荏原	EMMD-21	H8
				PW768706.2	荏原	65DMW 61.5			
9	赤池モチロ マンホールポンプ場	80	5.5	PT756024.1	荏原	80WMV 65.5	荏原	EMMD-X	H8
				PT756024.2	荏原	80WMV 65.5			
10	赤池1 マンホールポンプ場	100	7.5	J03L023802.1	荏原	100DMV2 67.5	荏原	EMMD(仮設)	H16
				J03L023802.2	荏原	100DMV2 67.5			
11	赤池2 マンホールポンプ場	65	7.5	J03L023803.1	荏原	65DMV2 67.5	荏原	EMMD-X	H16
				J03L023803.2	荏原	65DMV2 67.5			
12	栄五丁目 マンホールポンプ場	65	3.7	P09729440.1	荏原	65DMV 63.7	荏原	EMMD-21	H22
				P09729440.2	荏原	65DMV 63.7			
13	南ケ丘 マンホールポンプ場	65	7.5	P09729446.1	荏原	65DMVF 67.5	荏原	EMMD-21	H22
				P09729446.2	荏原	65DMVF 67.5			
14	浅田笹原 マンホールポンプ場	75	3.7	1E89840101	クボタ	KS-VH 75AA	クボタ	MU-1000V3	H23
				1E89840102	クボタ	KS-VH 75AA			
15	藤塚五丁目No.1 マンホールポンプ場	65	2.2	P11740442.1	荏原	65DML2 62.2A	荏原	EMMD-21	H24
				P11740442.2	荏原	65DML 622A			
16	藤塚五丁目No.2 マンホールポンプ場	65	0.75	P11740443.1	荏原	65DML2 6.75A	荏原	EMMD-21	H24
				P11740443.2	荏原	65DML 6.75A			
17	藤塚六丁目 マンホールポンプ場	65	1.5	11342061001	鶴見	TOP65NZ41.5H	荏原	EMMD-21	H24
				11342061002	鶴見	TOP65NZ41.5H			
18	藤塚四丁目 マンホールポンプ場	65	2.2	P13755387.1	荏原	65DML2 62.2A	荏原	EMMD-21	H26
				P13755387.2	荏原	65DML2 62.2A			
19	折戸町鎌ケ寿 マンホールポンプ場	80	5.5	P13755324.1	荏原	80DML2 65.5A	荏原	EMMD-21	H26
				P13755324.2	荏原	80DML2 65.5A			
20	東山 マンホールポンプ場	100	5.5	13407453001	鶴見	TOS100BG45.5H	クボタ	MU-1000V3	H25
				13407453002	鶴見	TOS100BG45.5H			
21	東山四丁目 マンホールポンプ場	100	7.5	1183-123	新明和	CN100	鶴見	TMD21	H-
				1183-124	新明和	CN100			
22	藤塚一丁目 マンホールポンプ場	65	1.5	14462946001	鶴見	TOP65NZ41.5H-61	鶴見	TMD-V3	H27
				11462946002	鶴見	TOP65NZ41.5H-61			
23	折戸町鎌ケ寿No.2 マンホールポンプ場	80	7.5	P15762326.1	荏原	80DMLF 67.5A	荏原	EMMD-21	H28
				P15762326.2	荏原	80DMLF 67.5A			
24	折戸町鎌ケ寿No.3 マンホールポンプ場	80	3.7	P15763098.1	荏原	80DML2 63.7A	荏原	EMMD-21	H28
				P15763098.2	荏原	80DML2 63.7A			
25	藤枝町奥廻間 マンホールポンプ場	65	3.7	1856-683	新明和	CNWXF65-PG	荏原	EMMD-X	H31
				1856-684	新明和	CNWXF65-PG			
26	藤枝町平子 マンホールポンプ場	65	3.7	P18790311.1	荏原	65DMML2 63.7B	荏原	EMMD-X	H31
				P18790311.2	荏原	65DMML2 63.7B			
27	本郷 マンホールポンプ場	80	5.5	P22771084.1	荏原	80DMLF 65.5A	荏原	EMMD-X	R5
				P22771084.2	荏原	80DMLF 65.5A			
28	南ケ丘北 マンホールポンプ場	65	0.75	2246-933	新明和	CNWX651-P65GWX	荏原	EMMD-X	R5
				2246-934	新明和	CNWX651-P65GWX			

ウ　旧東昭団地汚水処理場

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	２回/年	141m^2	７月下旬頃 11月下旬頃	

エ　旧日東東山団地汚水処理場

項目	回数	数量	時期	備考
草刈り	２回/年	267㎡	７月下旬頃 11月下旬頃	
剪定	１回/年	―	樹種に応じ適切な時期	

第５　事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１　係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約書に従うこと。

２　管轄裁判所の指定

事業契約に関する一切の紛争については、本市の所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(3) (2)の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

２　本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(2) (1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

３　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めるとおりとする。

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１　法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

２　財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

３　その他の支援等に関する事項

本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第８　その他、本事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決（債務負担行為）

本市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

２　費用負担等

本公募における全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

３　提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及び本市が必要と認めたときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、優先交渉権者決定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。

４　情報の提供

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

5　環境への配慮

事業実施にあたっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

①グリーン購入等、省資源に配慮すること。

②省エネルギーに配慮すること。

③地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。

④周辺の生活環境に配慮すること。

6　地域貢献

事業実施にあたっては、次のとおり地域貢献および地域経済に留意すること。なお、地元企業とは日進市内に本店を置く企業とする。

①地域との連携や協働による事業展開

②地元企業等との連携・協力

③地元発注、地元住民の雇用

④地域活性化につながる事業展開

7　プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により対象業務に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分をシェアする。

なお、シェア額やシェアの手法については、本市と協議し、双方が合意の上、事業契約書に定めることとし、詳細は事業契約書 別紙 10 に示す。

8　汚泥・し渣搬出、運搬・処分

対象業務のうち「汚泥・し渣搬出、運搬・処分」については、本市が別途締結する汚泥処理業者との契約（令和８年 10 月から令和 11 年９月までの３年間を予定）を、SPC が承継するものとする。

また、当該契約期間終了後の令和 11 年 10 月以降は、SPC が汚泥処理業者と新たに契約を締結し、継続して処分業務を遂行するものとする。

なお、本市が締結する契約の詳細は現在調整中であり、公募開始時点では確定していない。

詳細は別途開示予定であり、選定された事業者は、当該契約の承継およびその後の契約締結・履行の義務を負うものとする。

９　本事業において使用する言語等

本事業に関して使用する言語は日本語、通貨は円、単位は原則ＳＩ単位、時刻は日本標準時とする。

１０　募集要項等に関する問い合わせ

本募集要項に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

質疑事項等は、電子メールにより下水道課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

日進市 建設部 下水道課

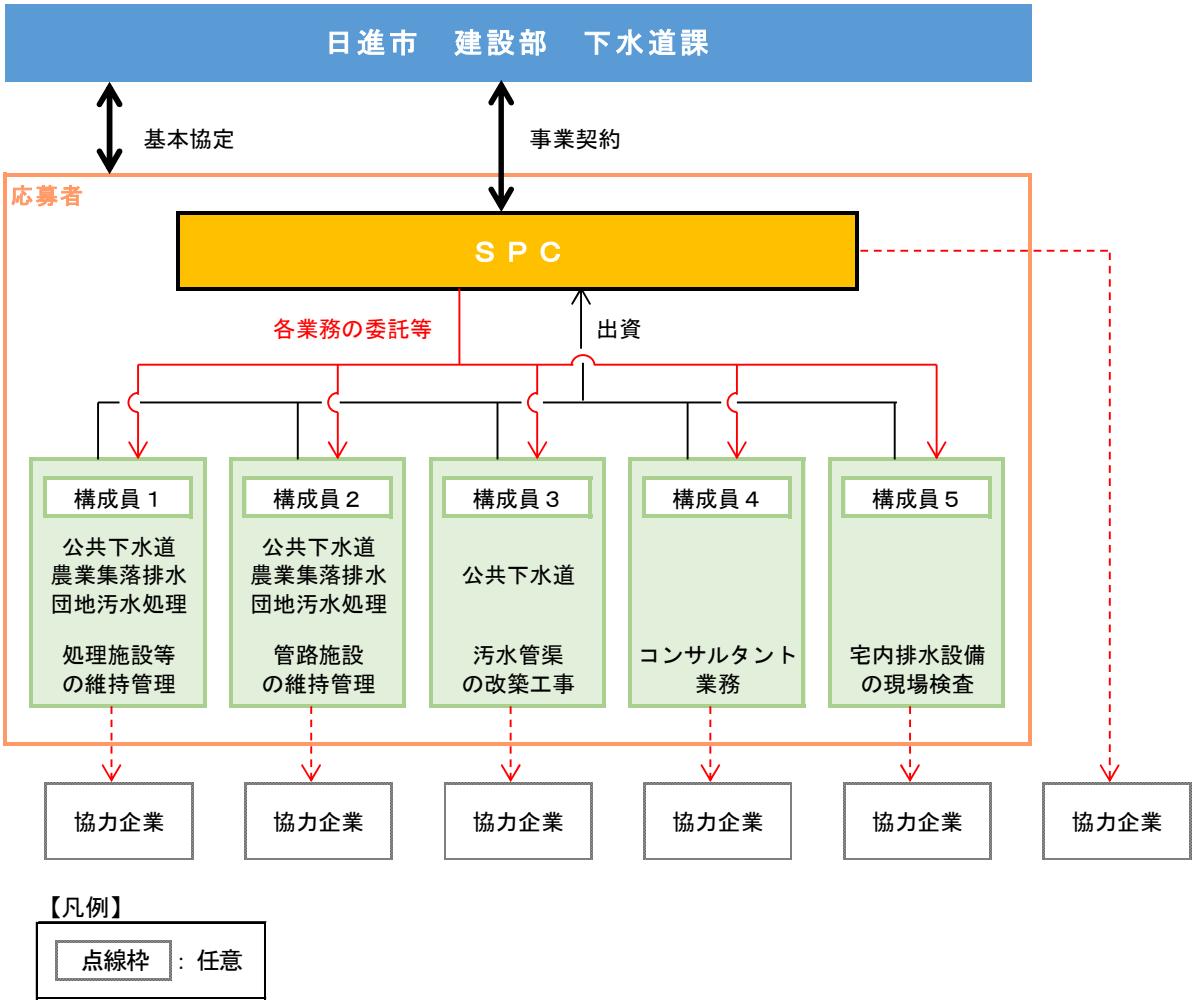
住　所：〒470－0192　　日進市蟹甲町池下 268 番地（北庁舎２階）

ＴＥＬ:0561－73－2343

ＦＡＸ:0561－73－1871

E-mail：gesuido@city.nisshin.lg.jp

別紙１　事業スキーム（案）


日進市　建設部　下水道課
基本協定
事業契約
応募者
ＳＰＣ
各業務の委託等
出資
構成員１
公共下水道
農業集落排水
団地汚水処理
処理施設等
の維持管理
構成員２
公共下水道
農業集落排水
団地汚水処理
管路施設
の維持管理
構成員３
公共下水道
汚水管渠
の改築工事
構成員４
コンサルタント
業務
構成員５
宅内排水設備
の現場検査
協力企業
協力企業
協力企業
協力企業
協力企業
協力企業
【凡例】
点線枠：任意